

茂原市教育施策の大綱新旧対照表

改正案	改正前																																	
<p>1 大綱策定の趣旨</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項には「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定されています。</p> <p>教育施策の推進にあたっては、市長と教育委員会とが協力し取り組んでまいります。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 大綱の期間</p> <p>令和3年度から令和7年度までの5年間とします。</p> <p style="text-align: center;">基本構想・基本計画、教育大綱の計画期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">茂原市基本構想</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>茂原市基本計画</td> <td style="text-align: center;">前期基本計画</td> <td style="text-align: center;">後期基本計画</td> </tr> <tr> <td>教育施策の大綱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">R3</td> <td style="text-align: center;">R7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">R12</td> </tr> </table>	茂原市基本構想			茂原市基本計画	前期基本計画	後期基本計画	教育施策の大綱				R3	R7			R12	<p>1 大綱策定の趣旨</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）が一部改正され、平成27年4月に施行されました。法第1条の3第1項には「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定されています。</p> <p>本市においては、法に基づき平成27年度中に開催された第1回～第3回の総合教育会議において市長と教育委員会とが協議し、教育施策の基本的な方針となる大綱を策定いたしました。</p> <p>今後の教育施策の推進にあたっては、市長と教育委員会とが協力し取り組んでまいります。</p> <p>2 大綱の位置づけ</p> <p>「茂原市教育施策の大綱」は、法第1条の3第1項に基づき、地方公共団体の長が策定する大綱として位置づけるものです。</p> <p>3 大綱の期間</p> <p>平成28年度から令和2年度までの5年間とします。</p> <p style="text-align: center;">基本構想・基本計画、教育大綱の計画期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">茂原市基本構想</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>茂原市基本計画</td> <td style="text-align: center;">前期基本計画</td> <td style="text-align: center;">後期基本計画</td> </tr> <tr> <td>教育施策の大綱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">H13</td> <td style="text-align: center;">H23</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">H28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">R2</td> </tr> </table>	茂原市基本構想			茂原市基本計画	前期基本計画	後期基本計画	教育施策の大綱				H13	H23			H28			R2
茂原市基本構想																																		
茂原市基本計画	前期基本計画	後期基本計画																																
教育施策の大綱																																		
	R3	R7																																
		R12																																
茂原市基本構想																																		
茂原市基本計画	前期基本計画	後期基本計画																																
教育施策の大綱																																		
	H13	H23																																
		H28																																
		R2																																

茂原市教育施策の大綱新旧対照表

改正案	改正前
<p>3 基本構想、基本計画における教育施策の位置づけ</p> <p>茂原市基本構想においては、「<u>人が育ち文化と歴史がとけあうまち</u>」を教育の基本テーマとして設定し、この基本構想に基づき、前・後期各<u>5年</u>を計画期間とする基本計画により各種施策の展開を<u>図ってまいります</u>。</p> <p>茂原市教育施策の大綱については、基本構想、基本計画に基づき、<u>人づくりを中心的課題として捉え「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に、今後5年間における重点施策の基本方針を定めたものです</u>。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>4 基本構想、基本計画における教育施策の位置づけ</p> <p>茂原市基本構想においては、「<u>次代を担う子どもたちを育て、すべての人が生涯を通し学習していくまち</u>」を教育の基本テーマとして設定し、この基本構想に基づき、前・後期各<u>10年</u>を計画期間とする基本計画により各種施策の展開を<u>図ってまいりました</u>。</p> <p>茂原市教育施策の大綱については、基本構想、基本計画に基づき、今後5年間における重点施策の基本方針を定めたものです。</p> <p>5 基本方針</p> <p>本市の大綱の中では、4つの基本方針を定めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>基本方針1 社会を生き抜く力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学力の向上 (2) 幼児教育・保育の充実 (3) 読書活動の推進 (4) 国際理解教育の推進 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本方針2 心を育む人間教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) いじめ・暴力行為等の問題への取り組みの徹底 (2) 道徳教育の推進 (3) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進 (4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実 </div>

茂原市教育施策の大綱新旧対照表

改正案	改正前
<p>4 基本方針及び各種施策 本市の大綱の中では、4つの基本方針を定め、それに基づく各種施策を次のとおり実施します。</p> <p>基本方針1 社会で生きる力の育成</p> <p>(1) 確かな学力の育成 問題解決的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養</p>	<p>(5) セーフティネットの構築</p> <p>基本方針3 芸術・文化・スポーツの振興</p> <p>(1) 芸術文化の創造と個性の伸長 (2) いつでも・どこでも・だれでも学べる場の提供 (3) 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学習支援 (4) スポーツ環境の充実 (5) スポーツ・レクリエーションの普及</p> <p>基本方針4 茂原を愛する心の育成</p> <p>(1) 地域を担う人材の育成 (2) 安全・安心な教育環境の確保 (3) 文化財・伝統文化の維持、保存、活用の推進 (4) 学校・家庭・地域連携によるコミュニティの形成</p> <p>6 基本方針に基づく各種施策 基本方針に基づく各種施策を次のとおり実施します。</p> <p>基本方針1 社会を生き抜く力の育成</p> <p>(1) 学力の向上 問題解決的な学習を推進するとともに、学習支援員の配置、学校図書館の活用を通して、基礎・基本の定着と学んだことを活用し考え表</p>

茂原市教育施策の大綱新旧対照表

改正案	改正前
<p><u>うことに努めます。</u>また、教員の経験年数に応じた参加型の研修を充実させることにより、教員の資質向上を図ります。</p> <p>(2) 幼児教育・保育の充実 <u>遊びを通しての総合的な指導の中で、生きる力の基礎を育む教育を推進するとともに、円滑な接続を見通した保幼小連携を図り、子どもが幼児期から小学校生活になじめるよう、就学前の教育・保育の充実を図ります。</u></p> <p>基本方針2の(3)へ移動。</p> <p>(3) 国際理解教育の推進 <u>グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、ALT等による語学指導の充実、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市への中学生等海外派遣事業の継続を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。</u></p> <p>(4) 生涯学び、活躍できる環境の整備 <u>多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努め、市民の知</u></p>	<p><u>現する力、自主的に学習する態度を育みます。</u>また、教員の経験年数に応じた参加型の研修を充実させることにより、教員の資質向上を図ります。</p> <p>(2) 幼児教育・保育の充実 <u>小学校に入学して集団行動ができない等の小1プロブレムを解消するため、基礎的な能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育を推進するとともに、幼小連携を図る指導計画を作成し、幼児期から小学校生活に子どもがなじめるよう、就学前の教育・保育の充実を図ります。</u></p> <p>(3) 読書活動の推進 <u>「第三次茂原市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の総合的・継続的な推進を図るため、学校と図書館との情報交換等の場を設け、各学校の実態に合わせた読書環境づくりの改善に向けて、相互に協力する体制を整備します。</u></p> <p>(4) 国際理解教育の推進 <u>小学校における英語教科化に備えたE L T等による語学指導の充実、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市への中学生海外派遣事業の継続、帰国児童生徒及び外国人児童生徒への適応指導の充実等を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。</u></p>

茂原市教育施策の大綱新旧対照表

改正案	改正前
<p><u>識・技術の習得をサポートします。また、その技術等を活用する場を設けることで、生涯を通じて活躍できる環境の整備に努めます。</u></p> <p>(5) 情報教育（情報活用能力の育成）の推進</p> <p><u>情報化が急速に進展する社会生活の中で、日常的にICTを活用していく力が求められています。学校生活や学習においても、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、学校のICT環境の整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。</u></p> <div style="border: 1px solid black; background-color: black; color: white; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 基本方針2 心を育む人間教育の推進 </div> <p>(1) いじめ防止への取り組みと相談体制の充実</p> <p><u>「茂原市いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に推進します。</u></p> <p><u>また、子どもの生命・身体の安全を守るため、相談体制の充実を図ります。</u></p> <p>(2) 道徳教育の推進</p> <p><u>「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進に向け、教員の指導力向上のための研修の充実を図り、子どもたち一人一人が、自分の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。</u></p> <p>(3) 読書活動の推進</p>	<p style="text-align: center;">基本方針2 心を育む人間教育の推進</p> <p>(1) いじめ・暴力行為等の問題への取り組みの徹底</p> <p><u>「茂原市いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、その取り組みを点検し、必要に応じて見直しを行うことで、子どもたち一人一人が安心して過ごせる学校づくりを推進し、いじめの根絶を目指します。</u></p> <p>(2) 道徳教育の推進</p> <p><u>新たに特別の教科として位置づけられる「道徳」に対応するため、教員の指導力向上のための研修の充実、DVD等の映像教材の整備を図り、あいさつをはじめとする礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重する態度を育みます。</u></p>

茂原市教育施策の大綱新旧対照表

改正案	改正前
<p><u>子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの生活により身近な幼・保・こども園と学校での読書活動の重要性が高まっています。</u></p> <p><u>市立図書館と連携し、幼・保・こども園においては、読書の楽しさを伝え、また学校においては、学校図書館と学校司書を活用した読書活動と学習活動の充実に努めます。</u></p> <p>基本方針4の（4）にまとめる。</p> <p>（4）青少年の健全育成と家庭教育の充実</p> <p>青少年指導センターを中心に<u>関係機関、団体、地域</u>と連携し、巡回・補導・相談活動の充実を図り、<u>青少年の非行防止活動を推進</u>します。また、青少年に有害な<u>社会環境・インターネット環境</u>の浄化活動に<u>取り組むと共に、インターネットの適切な使用の啓発</u>に努めます。</p> <p>子どもたちの社会性や自立性を育む様々な活動を支援するとともに、子どもの人格形成の基礎づくりを担う家庭の教育機能向上を図ります。</p> <p>基本方針2（1）にまとめる。</p>	<p>（3）<u>学校・家庭・地域が一体となった教育の推進</u></p> <p><u>学校支援ボランティアの活動を促進し、学校における学習活動や環境整備、学校内外の安全確保等において、保護者や地域住民の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となった子どもの教育を推進</u>します。</p> <p>（4）青少年の健全育成と家庭教育の充実</p> <p>青少年指導センターを中心に<u>学校や警察、関係機関</u>と連携し、巡回・補導・相談活動の充実を図り青少年の非行防止活動を推進します。また、青少年に有害な環境の浄化活動に努めます。</p> <p>子どもたちの社会性や自立性を育む様々な活動を支援するとともに、子どもの人格形成の基礎づくりを担う家庭の教育機能向上を図ります。</p> <p>（5）セーフティネットの構築</p> <p>子どもの生命・身体の安全が損なわれるような事案が発生しないよう、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるため、スクールカウンセラー・心の教室相談員等の配置に努めます。</p>

茂原市教育施策の大綱新旧対照表

改正案	改正前
<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 基本方針3 芸術文化・スポーツの振興 </div> <p>(1) <u>芸術文化の振興</u> 美術館の優れた美術品の展示、企画展、また市民、小中高校生の発表の機会としての展示を行い、親しみのある美術館・郷土資料館づくりと鑑賞する機会の提供に努めます。 文化協会の組織充実を図るとともに、市民の文化活動の意欲向上と発表の場を確保するため、文化祭を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。</p> <p>(2) と (3) をまとめ、基本方針1の(4)へ移動</p> <p>(2) と (3) をまとめ、基本方針1の(4)へ移動</p> <p>(2) <u>スポーツ環境の充実</u> 市民スポーツの活動拠点となる市民体育館を安全に利用することができる充実した施設となるよう整備を図るとともに、学校体育施設等の開放を活用し、身近な場所でもスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努めます。</p>	<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 基本方針3 芸術・文化・スポーツの振興 </div> <p>(1) <u>芸術文化の創造と個性の伸長</u> 美術館の優れた美術品の展示、企画展、また市民、小中高校生の発表の機会としての展示を行い、親しみのある美術館・郷土資料館づくりと鑑賞する機会の提供に努めます。 文化協会の組織充実を図るとともに、市民の文化活動の意欲向上と発表の場を確保するため、文化祭を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。</p> <p>(2) <u>いつでも・どこでも・だれでも学べる場の提供</u> 市民カレッジ等の各種講座の開催について、幅広い分野からの講師の選択に努め、現代の新しい情報をより身近に取り入れることのできる機会を提供します。</p> <p>(3) <u>変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学習支援</u> 市民の学習ニーズは一段と多様化し、主体的な学習意欲が高まっている中で、今後の社会の要請に応え、各世代が生きがいを持って学ぶことのできる学習機会の拡充を図ります。</p> <p>(4) <u>スポーツ環境の充実</u> 市民スポーツの活動拠点となる市民体育館等が、いつでも気軽に利用することができる充実した施設となるよう施設整備を図るとともに、良好な環境の維持に努めます。</p>

茂原市教育施策の大綱新旧対照表

改正案	改正前
<p>(3) <u>スポーツ・レクリエーションの推進</u> <u>スポーツ・レクリエーションを通して、様々なニーズや志向に合わせた事業を実施し、市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに、スポーツを活用した地域づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立および活動を支援します。</u></p> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 基本方針4 茂原を愛する心の育成 </div> <p>(1) <u>郷土愛の育成</u> ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置づけるとともに、地域にある事業所や公共施設における職場見学・職業体験の充実を図り、地域で働く人々と触れ合う体験を通して郷土を愛する心を育成します。</p> <p>(2) <u>安全・安心な教育環境の整備</u> <u>老朽化の進んでいる学校施設については、学校再編との整合性を取りながら計画的に整備し、施設の安全性の確保を図るとともに、適正な管理に努めます。また、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。</u></p> <p>(3) <u>伝統文化の維持継承・振興</u> <u>貴重な文化財を指定文化財として保護・保存していくとともに、郷土資料の収集・整理を進め、美術館・郷土資料館に展示することで、地域の文化財や歴史に対する理解を促し、郷土愛の育成に努めます。</u></p>	<p>(5) <u>スポーツ・レクリエーションの普及</u> スポーツ・レクリエーションを通して市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに、スポーツを活用した地域づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの創設を支援します。</p> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 基本方針4 茂原を愛する心の育成 </div> <p>(1) <u>地域を担う人材の育成</u> ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置づけるとともに、地域にある事業所や公共施設における職場見学・職業体験の充実を図り、地域で働く人々と触れ合う体験を通して郷土を愛する心を育成します。<u>また、社会教育・芸術文化関係団体の活動を支援し、指導者の発掘、育成に努めます。</u></p> <p>(2) <u>安全・安心な教育環境の確保</u> <u>公立学校施設は、児童生徒などが一日の大半を過ごす活動の場であることから、老朽化の進んでいる学校施設の整備・修繕等を計画的に行い、施設の安全性の確保を図るとともに、教育施設、建築設備の安全点検を定期的に行い、適正な管理に務めます。また、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。</u></p> <p>(3) <u>文化財・伝統文化の維持、保存、活用の推進</u> <u>文化財の保護・保存を図るとともに、美術館・郷土資料館に展示し、文化財に対する理解を深め、郷土愛の育成に努めます。また、伝統芸能保存団体の発表の場を提供し、伝統文化への理解と愛着を深めま</u></p>

茂原市教育施策の大綱新旧対照表

改正案	改正前
<p><u>また、郷土芸能発表会等を開催し、地域の伝統文化に触れる機会を提供します。</u></p> <p>(4) <u>家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進</u></p> <p><u>学校支援ボランティア活動の活性化や夏休み子ども教室等の開催などを通じて地域教育力の向上を目指すとともに、学校・家庭・地域の協働を推進します。</u></p>	<p><u>す。市制施行70周年の市史発刊を目指します。</u></p> <p>(4) <u>学校・家庭・地域連携によるコミュニティーの形成</u></p> <p><u>豊かな人間関係を育む地域コミュニティーをつくるため、学校・家庭・地域が連携した教育活動の充実を図るとともに、課題解決に向けて協働できる仕組みづくりをより一層進めます。</u></p>